

乙第6号証

(第二十部)

第一百九十二回

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

平成二十八年十一月二十五日(金曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

十一月十八日

辞任

井上 義行君

高野光二郎君

柘植 芳文君

河野 義博君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

有田 芳生君

岡田 直樹君

武見 敬三君

二之湯 智君

森屋 宏君

足立 信也君

芝 博一君

西田 實仁君

足立 敏之君

阿達 雅志君

足立 信也君

江崎 孝君

佐藤 啓君

それから、今、投票機会を奪われないといふことをテーマにお話しさせていただいて、指定病院とかそれから福祉施設、郵便投票、それから

その奪わっている、投票できる機会があるにもかかわらず、権利があるにもかかわらず奪われてしまっている方が少なからずおられるということです。

で、だんだん広げてきたが、これで全ての有権者が投票機会を奪われるといふ事態は解消されたのかという質問をしようと思ったんですが、先にそ

ういう答えが来てしましましたので、あと何か、どなたか、これがターゲットという方々は念頭にありますでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) そうですね、在外投票につきましても、先ほど来各委員から御質問がございました。公正性と安全を担保しながら、いか

い多くの方に投票を行つていただきたいかといふことは一つのテーマであると思ひますし、障害者手帳をお持ちの方でも、対象にならない方で強い意思

をお持ちになりながらなかなか投票に行きづらい方もいらっしゃいますし、先ほど申し上げました在宅の要介護の方もいらっしゃいます

で、投票する意思を持ちながら現在は投票をされません。投票しておられることが多い、あとは、投票しづらい環境があるとい

うのはまだ事実だと考へています。

総務省としては、研究会を設けておりますので、この議題にして、投票できる環境を選挙の公正を担保しながらいかにつくしていくかということです。

○浅田均君 それでは、不在者投票に関する質問は終えまして、次は選挙年齢について質問させていただきます。

○浅田均君 その意見書、洋上投票を可能にせよといふ意見書が宮城県議会から出てきて、資料の四に付いていますけれども、その二番目のところに被選挙権年齢の引下げの検討が挙げられております。私たち日本維新の会も、この被選挙権年齢の引下げ

いうことに関しまして、十月十二日に被選挙権年

齢十八歳引下げ法案というのを提出しております。そこで伺いたします。

選挙権年齢は十八歳に引き下げられました。被

ることはどういうふうな論点整理がされて検討がなされているのか、全く何もしていない結構なんですが、もしお答えできるんでしたらお答えいただきたい。

○国務大臣(高市早苗君) 日本維新の会が出されている法律案は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の被選挙権年齢を十八歳以上に引き下げる内容とするものだと

いうのは承知をいたしております。

じゃ、同じような方向で総務省内で検討してい

るかどうかという問い合わせで思つんですけれども、被選挙権年齢については、社会的経験に基づく思

慮と分別を踏まえて設定されているものであろう

ということ、これは過去の、ちょうど法律ができ

てきた、被選挙権、過去の議事録等からそのよう

なことを考えております。それから、職務内容や選挙年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄であろうと考えています。

また、諸外国の例についても見ておりますけれ

ども、選挙年齢と必ずしも一致していないとい

うことで、その在り方に様々な考え方があると思

います。一致しているところも多くございます。

これは、やはり民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わる事柄でござりますので、総務省が検討し何かを決める、そして先生方に御議論をしております。

○浅田均君 それでは、不在者投票に関する質問は終えまして、次は選挙年齢について質問させていただきます。

○浅田均君 ありがとうございます。

ここにいただいております資料四といふのは、これ、私とりましては非常に意義深い意見書と感じております。こういう洋上投票を可能にせよ

といふうな提案をされましたが、この本意見書提出後数か月にして、政務活動

費の不正受給を認めた上で議長をされているからです。非常に立派な提案をされているのにこういう結果であつたというのは、私ども非常に残念なことだと思つております。

私たちも、日本維新の会も、こういう問題の再発防止のために、政務活動費の報告書をインター

ネット公開を義務付ける等の内容を含む政務活動費改革法案を提出予定であります。この政務活動費の制度改革について、先頃から、富山県議会

とか富山市議会とか、全国で政務活動費の不正受給に関しましていろんな事件が起きました。それ

の議会で様々な対応をしているところでありますが、この政務活動費の制度改革につきまして

総務省として何か方向性を持っておられるのか、あるいは、これはもう自治体の問題があるので、それぞれ都道府県議会あるいは市町村議会で考

るべしというスタンスなのか、もし総務省の中で何が改革案みたいなものがありました御紹介いただきたいんですが。

○国務大臣(高市早苗君) 政務活動費に係る対応につきましては、九月三十日に全都道府県知事、議長に対しまして総務省から通知を出しました。

この制度の趣旨を踏まえて、政務活動費の適正化を取扱いについて更なる取組を要請しました。そして、情報公開制度の適正な運営についても徹底をいたしました。

○副大臣(原田憲治君) お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、今回の参議院選における十八歳及び十九歳の投票率は、二十歳代、三十歳代に比べ高い水準となつております。十九歳の投票率は、十八歳と比べまして低い状況となつております。

十八歳は現役高校生や高校を卒業して間もない方々でございまして、昨年度から、総務省において全ての高校生に副教材を配付するとともに、選挙管理委員会と高校が連携をして出前講座を実施する等の取組をしてまいりました。主権者教育を

取り扱つていただくこと、情報公開にしっかりと取り組んでいただくという経緯がござります。ですから、まずは各地方議会で政務活動費は適正に

見直しを図つていくという場合には、これは各議長会などの御意向も踏まえて、各党各会派でその

改正内容について御議論いただくことが必要だと考えております。仮に法改正で政務活動費の制度そのものの見直しを図ついくといふ場合には、これは各議

長会などに對して主権者教育の推進及びオリンピック・マラソンなどの周知啓発をお願いをし、既に働いている社会人については、各経済

団体に對して会員企業の従業員の方々への働きかけをお願いをしたところでございます。これらの取組がまだ十分な効果が得られていないと考えら

要であるといふうな御意見だと受け止めました。これで質問を終わらせていただきます。

○行田邦子君 無所属クラブ、行田邦子です。よろしくお願ひいたします。

私が最後の質疑者になりますので、できるだけ早くお願いいたします。

第二十四回参議院選挙は、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられてから初めての国政選挙となりました。投票率を見てみると、十八歳、十九歳の投票率なんですかけれども、四六・七八%と、二十代、三十代の平均よりも高い結果となりました。ただ、十八歳と十九歳と個別に見てみますと、十八歳は五一・二八%であるのに対しても十九歳は四二・三%と、開きがありました。

この開きがあつたことの原因をどのように御覧になつていますでしょうか。

○副大臣(原田憲治君) お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、今回の参議院選における十八歳及び十九歳の投票率は、二十歳代、三十歳代に比べ高い水準となつております。十九歳の投票率は、十八歳と比べまして低い状況となつております。

一方、十九歳の学生につきましては、文部科学省を通じ、各大学などに對して主権者教育の推進

をし、既に働いている社会人については、各経済団体に對して会員企業の従業員の方々への働きかけをお願いをしたところでございます。これらの取組がまだ十分な効果が得られていないと考えら

れるところでござります。

高校を卒業した大学生や社会人に對する政治参加の意識向上方策などは今後の重要な検討課題であると考えており、大学や経済団体、学生やNPO法人など関係機関と連携し、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○行田邦子君 初めて投票権を得た年というの傾向として投票率が高まることがあるかと思ひますけれども、今回、十八歳の方が投票率が高いかっただということの一つの要因としては、考え方のものとしては、高校での主権者教育があつた、効果を出したというふうなことであろうかと思ひます。

そこで、統いて副大臣に伺いたいんですけれども、大学生の投票率向上については様々な課題があるかと思ひますけれども、高校における主権者教育だけではなくて、私は大学における主権者教育を推進していくことも重要であると考へておるところです。そのため、結務省においては、主権者教育についての御所見を伺いたいと思ひます。

○副大臣(原田憲治君) 委員御指摘のとおり、高校生のみならず、大学生の政治意識の向上を図ることは必要でございます。

大学における主権者教育を推進していくとともに、各選管によつては、主権者教育についての御所見を伺いたいと思ひます。

○行田邦子君 大学生の投票率向上には、居住実態がない学生の不在者投票について不在者投票を認めなかつたという判断が、各選管によつて判断が分かれたようあります。ある自治体の選管におきましては、居住実態の調査をしまして、その者が居住実態がないと分かれたといふことがあります。

大臣に伺いたいと思うんですけども、投票権の有無に関する重要な判断でありますので、この進及び周知啓発について文部科学省を通じ各大学に対してもお願いをするとともに、選舉管理委員会と大学が連携して、全国で設置された期日前投票所の選舉事務に大学生を起用したことや、大学で出前講座を実施するなどの取組がなされており、引き続き、これらの関係機関と連携をしてまいりたいと思っております。また、結務省において、昨年度、全都道府県で大学生を含む者の啓発イベントを実施をいたしましたところでもござります。

現在、今回の参議院選におけるフォローアップとして、選舉管理委員会及び十八歳から二十歳の

有権者に対して調査を行つております。これら

の調査結果も踏まえ、今後の主権者教育の推進方策を検討してまいりたいと思います。

○行田邦子君 ありがとうございます。今更大学生に主権者教育という考え方もあるかと思ひますけれども、高校ではなく大學ならではの主権者教育の在り方というのも考えられるかと思ひます。大學生が主体となって例えばプログラムを考えるといたことも一つあるかと思ひます。是非お取組をお願いいたします。

それでは、今は大学生の投票率ということで伺いましたけれども、この大学生の投票率の向上を考えておるときに、住民票を実家に残したまま大学のある地域で生活する学生の問題が指摘をされています。

今回の参議院選挙では、居住実態がない学生の不在者投票について不在者投票を認めるかどうか、各選管によつて判断が分かれたようあります。ある自治体の選管におきましては、居住実態の調査をしまして、その者が居住実態がないと分かれたといふことがあります。

大臣に伺いたいと思うんですけども、投票権の有無に関する重要な判断でありますので、この進及び周知啓発について文部科学省を通じ各大学に対してもお願いをするとともに、選舉管理委員会と大学が連携して、全国で設置された期日前投票所の選舉事務に大学生を起用したことや、大学で出前講座を実施するなどの取組がなされており、引き続き、これらの関係機関と連携をしてまいりたいと思っております。また、結務省において、昨年度、全都道府県で大学生を含む者の啓発イベントを実施をいたしましたところでもござります。

現在、今回の参議院選におけるフォローアップとして、選舉管理委員会及び十八歳から二十歳の

は、住民基本台帳に記録されていたとしまして現実に住所を有していない者を該市町村の選舉人名簿に登録するということはできません。

個別の事案について現実に住所を有するかどうかという判断は、具体的な事実といつものに照らして各市町村において行われるべきものでございません。ですから、実際にしつかりと事実関係を確認していただき選舉管理委員会の在り方がございました。請求をしたにもかかわらず投票用紙の発送は好ましいことであると考へます。仮に、現実の居住に關係なく選舉人名簿登録をするといふことになってしましますと、場合によつては、もう自由に投票する選挙区を選べるということにならぬ可能性も出てきてしまします。

いずれにしましても、投票していただくということには現実に住所を有する市町村に適切に住民票を移していくだくといふことが必要でござりますので、各選舉管理委員会、文部科学省など、協力しながら、適切な住民票の異動といふことについての周知を図つてしまります。そこをしっかりと強化してまいります。

○行田邦子君 大学生に投票に行ってほしいといふ、投票率を高めたいという気持ちもありますけれども、とはいっても、やはり基本というものは、住んでいるところに住民票があるて、そこの、その地区での有権者であるということは、ここを崩してしまってはおかしなことになってしまいます。そこで、そこはしっかりと守りながら、更に大学生の投票率を高めていく方策を進めていただきたいと思っております。

これまででは、当該市町村の区域内に住所を有する不在者投票を認めるかどうかの審議の判断について御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高木良苗君) 選舉人名簿の登録につれて御所見を伺いたいと思ひます。

大臣に伺いたいと思うんですけども、投票権の有無に関する重要な判断でありますので、この進及び周知啓発について文部科学省を通じ各大学に対してもお願いをするとともに、選舉管理委員会と大学が連携して、全国で設置された期日前投票所の選舉事務に大学生を起用したことや、大学で出前講座を実施するなどの取組がなされており、引き続き、これらの関係機関と連携をしてまいりたいと思っております。また、結務省において、昨年度、全都道府県で大学生を含む者の啓発イベントを実施をいたしましたところでもござります。

現在、今回の参議院選におけるフォローアップとして、選舉管理委員会及び十八歳から二十歳の

投票日の二日前までには確実に届かなければいけないことになります。

そうしますと、日曜日が投票日ですと金曜日までには各選管にその投票用紙等の請求が届かない前日以降にこうした請求が届いた場合は各市町村選管でどのような対応をしているのか、そしてまた、請求をしたにもかかわらず投票用紙の発送が間に合わなかつた件数ほどのくらいがあるのでしょうか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。

不在者投票の投票用紙交付請求が、それが投票日前日に届いた場合の対応につきまして、これは、統計などを取つておりますので複数の選挙管理委員会に確認いたしましたところ、投票用紙を発送しても投票が間に合わないということを連絡先として書いてある電話番号などに電話をするというようなことで直接御理解をいたぐく難しきといふことを御理解いたぐく。どうしても送つてほしいという人がいましたら、それは送る

ということ。あるいは、不在者投票請求をした以上、当日投票来れないといふことが前提だといふますが、当日で投票することも可能だといふふうに教えてくると、どう選挙管理委員会もございました。

それで、どのくらいの件数かということになりますが、先般の参議院選舉に關し、選挙期日前日以降に請求用紙が届いた件数を確認しましたところ、そもそも事例がなかつたという团体もございました。事例があつた團体においても数件程度といふことでございました。

○行田邦子君 投票用紙等の請求が遅かつた場合には、基本的にはもう御納得いただいて諦めていただくしかないといふことだと思います。

それで、更に伺いたいと思うんですけども、手元に投票用紙等が投票日の前日までに届かないふうですけれども、不在者投票の場合は投票日の前日までに行わなければなりません。そうしますと、選挙人なればならないことになります。逆算をしますと、各選管宛てに選挙人から投票用紙等の請求がなされ